

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第1委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成23年9月20日(火曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 5 時 35 分
出席委員	◎吉田 ○苗村 山本 酒井 竹田 眞継 中澤 立花 明田		
理事者出席者	森環境市民部長 西田環境市民部理事 木村環境政策課長 吉田保険医療課長 中西環境総務係長 武田健康福祉部長 門健康福祉部理事 小川こども福祉課長 河原こども福祉課副課長 加賀山社会福祉課長 吉田障害福祉課長 中村障害福祉課参事 栗林高齢福祉課長 俣野健康増進課長		
傍聴者	市民 7名	報道関係者 一名	議員 1名(西口)

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

### 2 議案審査

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

[理事者入室] 環境市民部  
 <関係課長>  
 資料に基づき順次説明

～10:05

[質疑]  
 <明田委員>  
 P13、家庭用太陽光発電に係る補助の内容は。  
 <環境政策課長>  
 1kwあたり3万円の補助で限度額12万円。これまでの平均が10万円。  
 <竹田委員>  
 P15、国保保険証カード化に伴う経費は。  
 <保険医療課長>  
 現在世帯単位で保険証を発行しているが、平成24年4月からカード化とともに個人単位で発行する。補正額のうちカード化に伴う臨時的な経費はシステム改修委託費で250万円である。更新に伴うその他の経費は次年度以降も必要である。  
 <竹田委員>  
 更新費用は毎年必要なのか。  
 <保険医療課長>  
 更新に係る事務経費は毎年一般会計から繰入れされるものである。  
 <中澤委員>  
 P13、家庭用太陽光発電補助に係る実績等は。  
 <環境政策課長>  
 H23年度で現在までに48件申請、492万8千円を補助。H22年度63件申請、651万円を補助。

<立花委員>

P13、家庭用太陽光発電に係る補助の1件当たりの状況等は。

<環境政策課長>

発電設備設置費用として1kwあたり65万円であったものが、H22、H23は60万円程度となっている。これに伴い国庫補助も7万円から4.8万円となった。本市補助制度は限度額12万円、1kwあたり3万円であるが、申請の平均額が10万円である。これらから、今後本年度中に見込まれる件数を乗じ700万円を増額補正をしている。

～10:10

(2) 第2号議案 平成23年度亀岡市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

<保険医療課長>

資料に基づき説明

～10:17

[質疑]

<明田委員>

保険証のカード化に要する経費を一般会計から繰入れる根拠は。

<保険医療課長>

国保に係る事務費等は国からの通知に基づき繰入れされるものである。

<竹田委員>

現在までカードされていないことの理由として財政負担が要因であったと説明を受けていた。経費は一般会計からの繰入れであるが早期に実施しておればさらにスムーズであったと感じる。保険証は1年で更新するのか。

<保険医療課長>

現在の世帯単位の保険証でも1年更新である。個人単位としても1年更新を継続する。

<竹田委員>

医療費適正化特別対策事業費について、人工透析患者数の推移見込みは。

<保険医療課長>

H19年度、101人。その後、制度改正により人工透析のみを集計する仕組みができていないので把握していない。本事業を通じて把握、分析していきたい。

<竹田委員>

本市でも増加が予想される。しっかり把握し取組まれたい。

<明田委員>

本市で人工透析を実施している医療機関は。

<保険医療課長>

ぬくい泌尿器科。

<立花委員>

①P6、国保事務費について、保険証カード化に伴う需用費の内容は。

②保険証の仕様等は。

③保険証の期限について、経費節減の観点から1年更新は再検討されるべき。府内他市の更新状況は。

④カード化に伴う一般会計からの繰入れは。

<保険医療課長>

- ①保険証が個人単位になることによって、経費が150万円程度増加する。その他ケースの経費等も必要。
- ②コーティングされた紙製。
- ③1年更新（京都市、綾部市、南丹市）、その他は2年更新。収納対策として1年更新としている。
- ④国保に係る事務費分は一般会計から繰入られる。

[理事者退室]

～10:30

[理事者入室] 健康福祉部

(3) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

<健康福祉部長>

職員不祥事に関する報告・謝罪

<関係課長>

資料に基づき順次説明

～10:42

[質疑]

<苗村副委員長>

- ①P15、いきいきかめおっこ未来プラン推進経費、子育てママのホットスペース事業の詳細内容は。
- ②P15、自殺対策事業経費、具体的取り組みは。
- ③P15、介護基盤緊急整備等特別対策事業、市内認知症対応型グループホームのsprinkler設置状況は。

<こども福祉課長>

- ①NPO亀岡子育てネットワークが事業主体。立ち上げ費用を支援するもの。市内の子育て支援センターは、中心部で買物等に利便のある交通の便に優れた場所には設置されていない。民家を借上げ設置。子育てで家庭に閉じこもりがちな母親がリフレッシュできる交流の場。講座等も実施し、2～5日/週の開催。5組10人程度。

<社会福祉課長>

- ②今年度から本格的に取り組むもの。5月に精神保健福祉支援員を配置。また、民生委員、警察、医師会、包括支援センター等を含むセーフコミュニティ亀岡自殺対策委員会を立ち上げた。自殺予防週間での啓発、相談窓口の開設等。

<高齢福祉課長>

- ③対象グループホームは市内7箇所。うち、洛和亀岡千代川、三愛の里、陽風荘及びあゆみの家は設置済み。つつじの家は設置対象外。本補正はすずらん分。未設置のひやくぼは運営主体の経営譲渡があり計画が提出されていないが、速やかな設置を指導している。

<苗村副委員長>

精神保健福祉支援員に係る相談件数は。

<社会福祉課長>

現時点ではなし。訪問指導等を行っている。

<竹田委員>

経営譲渡があったグループホームひやくぼの状況は。

<高齢福祉課長>

以前の経営主体は(有)健勝館、経営不振による破産手続きにあたり裁判所から入所者の対応を求められ市に相談があった。7名の入所者は、それぞれの意向により4名は別施設へ3名が残留。新経営者は元の経営者の配偶者が代表の(株)スマイルライフ。グループホームとしての名称はひやくぼのまま。9月1日に指定。

<眞継委員>

P15、障害者福祉サービス事業経費、同行援護について申請数と実利用数の差の要因は。

<障害福祉課長>

申請があり利用できることを決定している数が50名。実利用が22名。利用を希望しない者が多いということ。

<立花委員>

①P5、府地域子育て創生事業費補助金、対応する歳出は。

②P15、いきいきかめおっこ未来プラン推進経費、子育てママのホットスペース事業の設置場所は。補助対象の具体内容は。次年度以降の運営経費に補助する考えは。

<こども福祉課長>

①今年度で終了する補助金である。歳出はいきいきかめおっこ未来プラン推進経費のうち補助金163万円分及び公立保育所運営経費1,460万円分。

②場所は西友北、西田建設所有の物件、1F。内装の改修64万円、備品14万円、講座講師等謝礼、リーフレット及びHP等の作成、保育士賃金35万円で合計163万円。補助は立ち上げに係る経費を対象とし、運営費は実施主体が負担するもの。

<立花委員>

実施主体は利用者に経費負担を求めるのか。

<こども福祉課長>

額は把握していないが徴収される。

<中澤委員>

子育て施策全般を鑑みるに施策の充実が必要。運営に対しても何らかの支援が必要と考えるが。

<こども福祉課長>

本市の子育て支援センターの設置状況全体を考慮し、市内中心部に設置すべく立ち上げ費用を補助しているものである。

<中澤委員>

状況は十分理解しているが、幅広い視野を持ち、行政施策に限らず様々支援の検討が必要。

～11:04

(4) 第3号議案 平成23年度亀岡市介護保険特別会計補正予算(第1号)

<保健福祉部長>

概要説明

<高齢福祉課長・健康増進課長>

資料に基づき説明

～ 11 : 06

[質疑]

< 苗村副委員長 >

介護給付準備基金は来年度介護保険料の見直しに合わせ取り崩されるのか。

< 高齢福祉課長 >

介護給付費の増減に対応するための基金である。給付への備えとする役割が第一義である。

～ 11 : 09

(5) 第6号議案 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

< 社会福祉課長 >

資料に基づき説明

～ 11 : 11

[質疑]

なし

[理事者退室]

～ 11 : 11

[自由討議]

< 立花委員 >

第2号議案、国保保険証のカード化に係り、府内の状況、経費の節減の観点から更新期間を2年とされるのが望ましいと考える。議案に賛成しかねる。

< 竹田委員 >

時代の趨勢により個人を単位としたカード化は理解できる。被保険者の実際の利用状況にはさして影響ないであろうが。事務費は一般会計から繰入されることで了としたい。収納対策として1年更新と経費面からの2年更新は判断が難しい。

< 山本委員 >

市民からは個人単位とした保険証を望む声を聞いている。2年更新とする経費面のメリットも理解できる。

< 酒井委員 >

2年更新の経費メリットは理解できる。6月定例会の一般質問答弁では実施できないとのことであった。状況が変化したことにより実施可能となったはずであり、その変化した状況を聞きたい。

< 吉田委員長 >

経費面から複数年更新が望ましいと感じる。1年更新を望む意見はあるか。

< 中澤委員 >

府内でも1年更新とされている自治体もある。収納対策として一定の効果も理解できる。経費からだけでは判断できない。複数年更新は今後の課題として研究されたい。

< 明田委員 >

個人を単位としてカード化することは、本市では新たな取り組みである。現状を踏襲し1年更新として状況を把握し、その後複数年を検討しては。

< 立花委員 >

以前は2年更新であった。滞納者に対する対応は保険証の更新期間とは別個の課題。経費の負担が大きい。

<吉田委員長>

収納対策ならば短期証、資格証での対応となる。問題が無い9割以上の被保険者にとって1年更新のメリットはない。2年更新とする意見が本委員会では多数であるとする。委員長報告での指摘要望事項また附帯決議等が考えられるが。

<立花委員>

委員長報告での指摘要望事項とされるのが望ましい。

<竹田委員>

更新期間は執行機関の判断により決定されるものであるが、委員会の意思が反映されることを望む。1年更新の理由であった収納対策の意味を整理する必要がある。

<吉田委員長>

委員長報告での指摘要望事項として強く要望することとしては。

<中澤委員>

議案質疑で疑問点を十分解決すべきであった。

<吉田委員長>

第2号議案について、再度理事者への質疑を行う。

<全員了>

～11:25

### 3 討 論～採 決（請願を除く）

<吉田委員長>

第2号議案にかかる理事者への再度の質疑終了後に行う。

<全員了>

～11:25

### 4 陳情・要望について

拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について（お願い）

<吉田委員長>

同趣旨の請願が受理されていることから本委員会としては聞き置く程度とする。

<全員了>

～11:26

### 5 委員の推薦について

○亀岡市民生委員推せん会委員 2名

<吉田委員長>

どのように取り扱うか。

<立花委員>

現委員の継続を。

<吉田委員長>

現委員の継続とし、酒井委員、竹田委員とする。

<全員了>

～11:27

<休憩 11:27～13:00>

## 6 請願審査（請願ごとに（審査～採決））

- (1) 受理番号4 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める請願

<休憩 13:01～13:27>

委員会を休憩し、委員会協議会として請願者からの意見聴取

[紹介議員説明] [質疑] [討論]

なし

[採決]

受理番号4 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める請願  
挙手 全員 採択

～13:30

- (2) 受理番号5 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める請願

<休憩 13:30～13:54>

委員会を休憩し、委員会協議会として請願者からの意見聴取

[紹介議員説明] [質疑]

なし

[討論]

<立花委員>

賛成。「社会保障・税一体改革成案」では年金支給開始年齢が70歳に引き上げられており、定年後10年間の生活が保障されていない。財源としての消費税増は生活への負担が大きい。国の議論の状況を踏まえて時期に適った請願である。

<中澤委員>

反対。国の議論そのものを否定する内容が含まれている。社会保障の充実改善の必要性は理解できるが。

<酒井委員>

反対。実現の可能性が見当たらない。

[採決]

受理番号5 国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める請願  
挙手 少数 不採択（賛成：苗村、立花）

～13：59

(3) 受理番号6 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願

<休憩 13：59～14：22>

委員会を休憩し、委員会協議会として請願者からの意見聴取

[紹介議員説明] [質疑]  
なし

[討論]  
<立花委員>

賛成。無年金者、低年金者が増加している。抜本的な年金制度改革として国が取り組むべき重要な課題。

<中澤委員>

反対。生活を保障する意味では理解できるが、財源としての消費税を完全に選択肢から排除することには賛成できない。

[採決]  
受理番号6 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願  
挙手 少数 不採択（賛成：苗村、立花）

<眞継委員>

5つの請願が別々に提出されている意味は理解しているが、関連する内容も多い。一括して審査してはどうか。

<立花委員>

請願者からの意見聴取は一括でいいのではないか。

<苗村副委員長>

請願ごとに審査したい。

<吉田委員長>

請願は別であり、願意も別であること。また、請願ごとに意見を述べるのが請願者の希望である。個別に審査する。

<全員了>

～14：30

<休憩 14：30～14：40>

(4) 受理番号7 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による

## 年金引き下げを行わないことを求める請願

<休憩 14:40~14:50>

委員会を休憩し、委員会協議会として請願者からの意見聴取

[紹介議員説明] [質疑]

なし

[自由討議]

<立花委員>

物価スライド制度が実際は、年金の切り下げの理由としてしか機能していない。年金制度の改革の必要性は認識を共通できると考える。認識を共通しやすい本請願は市議会として合意できるのではないか。

<酒井委員>

請願趣旨が請願の表題に十分反映されていない。年金と物価指数が連動すること自体を否定しているように読み取れる。表題変更は可能か。

<吉田委員長>

提出された請願について判断する。文面からでは委員会で一致するのは難しいのではないか。

<苗村副委員長>

請願書の記載内容に拘らず、年金が引き下げ続けられている状況を判断して請願を審査すべき。物価スライドは年金引き下げにしか機能していない。

<中澤委員>

高齢者の生活実態に即した新たな物価基準を設けることならば理解できるが、現に請願書に記載されている内容には賛成できない。社会保障の目的は自立を促すことであり、年金は生活を完全に保障するのではなく、生活の援助・支援として制度運用されるべきと考えている。

<吉田委員長>

生活を支える役割を年金がどの程度担うのか、また、憲法25条を根拠とするならば生活保護との整理が必要である。

<苗村副委員長>

生活保護は増加している。セーフティネットは生活保護のみ。年金は本来生活を支える役割を担う。年金を受給していても生活保護を受けなければならない状況から鑑みると改善が必要。

[討論]

<立花委員>

賛成。年金切り下げが行われ続けている。年金は生活を支えるもの。0.4%引き下げの根拠は物価指数の下落である。

[採決]

受理番号7 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める請願

挙手 少数 不採択（賛成：苗村、立花）

～15:03

- (5) 受理番号8 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願

<休憩 15:03~15:22>

委員会を休憩し、委員会協議会として請願者からの意見聴取

[紹介議員説明] [質疑]

なし

[自由討議]

<苗村副委員長>

3.3万円は緊急避難的な措置としてのこと。社会の貧困化が問題、特に高齢者の生活が困難な例は報道等で多く目にする。自ら声を上げることが困難なそれらの者を理解することが重要。交際等で香典が工面できない場合もあるであろう。

<吉田委員長>

香典は社会通念上の習慣なので国の制度としての議論にはそぐわないのではないかと。生活上の重要な問題であることは理解しているが。

<酒井委員>

年金は保険であり、保険料を支払った者に受給資格がある。憲法上の生存権保障としては生活保護制度がある。生活に困難を抱えるのは若年者も同じである。本請願では高齢者のみが対象とされている。

<竹田委員>

生活保護を受けずに生活している者は、保護を受けなくても生活できていると理解することもできる。3.3万円のみで生活できる者はないのではないかと。

<立花委員>

生活保護と年金は別に考えるべき。年金制度のあり方自体の請願と捉えている。国庫負担の拡充が含まれている。年金改革を進める端緒である。3.3万円の額のみを評価するのではなく、年金制度の改革を少しでも進める視点で判断されたい。

<竹田委員>

意見は分かるが請願の文書としては反映されていない。

<吉田委員長>

1.3万円のこども手当はばらまきであるとの批判が多くあった。年金に関する請願等に比べ若年世代に係る請願等はほとんどない。感想である。

<中澤委員>

財源の問題は避けて通れない。消費税を含めて抜本的に検討しなければならない課題である。

<明田委員>

個人的には国の施策として国民に直接現金として還元する制度は反対。

[討論]

<立花委員>

賛成。最低保証年金制度の確立までの措置。社会の貧困化に対応する制度の嚆矢

として。

[採決]

受理番号 8 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3.3 万円の支給を求める  
請願

挙手 少数 不採択（賛成：苗村、立花）

～ 15 : 37

(6) 受理番号 9 年金受給資格期間の 10 年への短縮を求める請願

<休憩 15 : 37～15 : 53>

委員会を休憩し、委員会協議会として請願者からの意見聴取

[紹介議員説明] [質疑]

[自由討議]

<吉田委員長>

本請願は受給資格の取得に係る期間の問題である。支給額は加入期間に応じて変化するので、不公平にもならない。廃止されたが国会議員は 10 年、市議会議員は 12 年で年金受給資格を得た。20 年以上支払い続けても期間に満たなければ全額国庫に繰入れられる制度は改善の余地がある。

<眞継委員>

最低保障年金制度との関係を十分考慮して検討しなければならない。受給資格を得た時点で支払いを止める加入者もでてくるのではないか。

<吉田委員長>

本請願は受給資格取得期間を短縮することに限ったものである。加入期間の長短は支給額で調整される。本請願の内容についてのみで判断されるべき。

<眞継委員>

請願趣旨にも最低保証年金の議論が含まれているが。

<吉田委員長>

請願事項は、受給資格期間 25 年を 10 年へ短縮することの法案化への意見書提出である。請願の理由については意見が分かれる部分もあるであろうが、請願事項について可否を判断するものである。

<山本委員>

最低保証年金制度は別か。

<吉田委員長>

別である。

<立花委員>

国民年金 40 年が満額支給ならば、10 年では支給額は 1/4 となる。受給資格を得れば額は低くても支給される。最低保障年金等についてスウェーデンの社会保障制度は充実している。年金は社会保障制度であり受給資格期間の短縮は課題のひとつである。

<酒井委員>

不公平が生じないならば賛成できる。期間が短いほうが若年者の納付意欲が高ま

ると考える。

<竹田委員>

社会保険制度でも条件が緩和される。就業していれば年金も支払われることから、若年者にとっても受給資格期間の短縮は有利。

<立花委員>

社会保険と年金は密接に関係している。

<吉田委員長>

現在支払っていないものには支払意欲を高める効果もあろう。最低保障年金制度の方向が不確定な現状を鑑み、受給資格期間短縮は効果がある。

[討論]

<立花委員>

賛成。無年金者が増加する社会状況から鑑み重要な制度改正である。

<中澤委員>

反対。年金制度全体の中で検討されるべき。

<苗村副委員長>

賛成。無年金者への対策として重視し、意見書の提出を。

<竹田委員>

賛成。若年者の年金対策として少しでも効果があることを望む。

[採決]

受理番号9 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願

挙手 同数 (賛成：苗村、酒井、竹田、立花)

委員長裁決により 採択

～16:12

## 7 第2号議案平成23年度亀岡市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に係る追加質疑

[理事者入室] 環境市民部

[質疑]

<中澤委員>

国保保険証を1年更新とする理由は。

<環境市民部長>

収納対策を目的とし規則により1年更新としている。過去に2年更新であったものを1年更新とした理由も収納対策であり、その考え方を踏襲している。

<酒井委員>

1年更新としたことによる収納率での効果は。

<環境市民部長>

H15に2年更新から1年更新とし、その時点では現年分収納率で94%から94.08%に、過年度分で17.23%から17.21%に変化しているが、差が少なく明確な効果を表す数値ではない。本市収納率は他市と比較し比較的高い。1年更新としても収納率の劇的な向上が望めるものではないが、新規に滞納者が発生した場合に保険証の返還を求める実際の困難さ等からそのようにした。

< 苗村副委員長 >

① 2年更新では新規滞納者への対応ができないとした理由は。当然督促等を行い滞納者への対応を行うもので、収納対策としての効果に疑問がある。

② 保険証の発行に係る800万円程度／年の経費は郵送料等を含むのか。

< 環境市民部長 >

① 対応しないのではない。対応に困難が伴う。

② そうである。

< 立花委員 >

過去の状況から滞納の丁寧なチェック体制を持つことは可能。収納対策は別の方法で行うことが可能。経費節減の観点から2年更新を検討されたい。

< 保険医療課長 >

経費効果は認識している。1年更新とした理由としての、年1回の納付相談機会を設けようとする意図から考えると、収納対策の点で2年更新は後退とも言えるのではないか。

< 立花委員 >

収納対策と更新期間は別の問題。今後2年更新とする意思はあるのか。

< 環境市民部長 >

今補正予算は1年更新での提案である。経費面での検討も含め全体的な収納対策を講じていく必要があると考えている。

< 中澤委員 >

① 滞納者の内訳資料の提出を。

② 滞納者に係る更新手続きは。

< 環境市民部長 >

① 提出する。

② 更新に係り面接して事情把握に努めている。接触機会の確保の為の更新であり、短期証等の発行もこの考え方。

< 中澤委員 >

経費面負担を含めて収納対策としての1年更新は効果があると整理しているのか。

< 環境市民部長 >

そうである。

< 竹田委員 >

保険料を滞納しても医療機関で保険証を使い続けられるのか。

< 保険医療課長 >

医療機関は保険証記載の有効期限で判断する。保険証の返還命令を行うが、返還されない場合に返還されたものと見なせるのが更新の時期となる。

< 竹田委員 >

医療請求した場合に対応できるような仕組みはないのか。

< 環境市民部長 >

ない。

< 苗村副委員長 >

滞納者が保険証を使い続ける問題は1年更新でも同様に発生する。返還命令により対応できる。

< 保険医療課長 >

返還命令に従わない場合に対応できない。返還したものと見なせるのが更新の時

期である。

<苗村副委員長>

収納対策の職員が配置されており戸別訪問等もなされているはずである。返還を求める手立てがないわけではない。

<環境市民部長>

返還命令に応じない者への対応には非常に多くの困難があることを理解いただきたい。経費面の検討も必要は十分認識しているが、公平性の確保の問題も重要である。これらのことから現時点では1年更新で対応したいと考えている。

<明田委員>

経費が増加することへの考えは。

<環境市民部長>

経費面の課題は内部でも検討した。現時点では1年更新と結論した。

<吉田委員長>

- ①2年更新として状況を確認したらどうか。
- ②更新手続きを郵送で行うならば面接の機会とはならないのではないのか。
- ③1年更新に切り替えたH15時の収納率上の効果は0.08%、対して今後毎年必要となる800万円の経費。収納対策としては費用対効果が非常に低い。

<環境市民部長>

- ①現時点では1年更新として状況を確認したい。
- ②滞納者へは別の通知を行う。新規滞納者への対応が課題である。
- ③収納対策には公平性確保の意味も持つ。

<吉田委員長>

- ①0.08%の改善では公平性が確保されたとする根拠とならない。
- ②新規に滞納者となる者は少数ではないのか。経費に見合う効果はない。
- ③医療機関が滞納者の情報を把握できるようなカード化ではないのか。

<保険医療課長>

- ②数は把握していない。
- ③紙仕様なのでICチップは組み込まれない。また、医療は全国の医療機関で受けることが可能なので対応できない。

<環境市民部長>

- ①1年更新の絶対的な効果としての収納率0.08%ではない。更新期間を変更した時期の数値の変化として説明した。

<吉田委員長>

収納率対策としての1年更新ならば、収納率上で根拠があるべきである。

<環境市民部長>

収納率は社会経済状況によっても影響されるもので、1年更新の効果を絶対的な数値として把握できるものではない。全員を更新することになるでの全体をチェックする機会となり、ひいては滞納が現在の水準でとどまっているのかもしれない。

<吉田委員長>

経費面から2年更新とし、不都合があれば1年更新に戻せばいいと考える。

<眞継委員>

被保険者における滞納者の割合を考えるとH15に1年更新とした判断が誤りであったと考える。2年更新として多数の被保険者の利益になる選択を行うべきである。滞納対策は別に考えるべき。また、運転免許は優良者には5年更新とな

る。参考にできるのでは。

<環境市民部長>

H15 当時では社会情勢等から収納対策として措置されたと考えている。2年更新による事務軽減及び経費節減の効果は認識している。

<中澤委員>

費用効果とは別に公平性確保の点でも検討すべき。わずかでも効果があるなら収納対策として1年更新を継続することは理解できる。2年更新とする経費面での利点を否定するものではないが。

<環境市民部長>

本補正予算については1年更新として提案したものである。

<立花委員>

①本年の更新で短期証に切り替えた人数は。

②本年に新たに国保に加入した人数は。

<環境市民部長>

①②後ほど資料提出する。

[理事者退室]

[自由討議]

<吉田委員長>

1年更新か2年更新か意見が別れている。委員会としてどのように取り扱うか。

<中澤委員>

担当部署は様々検討した結論として方針を定めている。本補正では提案どおり1年とし、その後必要に応じて2年更新を検討していくことが望ましい。

<竹田委員>

カード化自体を見直しては。

<山本委員>

1年更新として様子を見る。

<酒井委員>

1年更新での収納率上の効果が認められない。他の方法を検討すべき。

<山本委員>

2年が望ましいと考えるが、今補正に係り1年で様子を見る。

<吉田委員長>

様子を見るなら2年更新として様子を見るべき。

<明田委員>

個人単位となることで収納率は低下するのではないか。

<吉田委員長>

世帯が保険料の単位であるはずであるので変わらない。それならば個人単位のカード化自体に反対しなければならない。

<立花委員>

短期証の取扱いは2年更新であっても同様である。滞納者は別に考慮し、善良な被保険者の利益を考えるべき。1年更新以外考慮しないならば議案に反対である。

<竹田委員>

1年更新の根拠とする収納対策に係る新規滞納者数等を答弁できなかった理事者の説明は不十分であった。しかし、1年更新とすることに反対するものではない。

<眞継委員>

2年更新が望ましいと考えていたが、本補正予算として体制が整備されないなら1年更新を否定するものではない。しかし、2年更新を求める何らの意見を付したい。

<吉田委員長>

本補正を可決した場合は2年更新とする附帯決議等が考えられる。

<苗村副委員長>

委員長報告や附帯決議は執行を保障するものではない。本予算はカード化に関するものであり、否決しても次年度の保険証発行を妨げない。予算自体が問題。

<立花委員>

予算執行への反映が保障されるような附帯決議ならば議案に賛成することはできる。

<中澤委員>

収納対策の一つとしての1年更新は否定されるものではない。経費等から将来的に2年更新の検討を求めることは同意できるが、今補正について2年更新を求める意見には賛成できない。

<吉田委員長>

本委員会では2年更新を求める附帯決議の全委員の合意は難しいであろう。附帯決議を委員会で採決することも考えられるが会派から本会議に提案することも可能であり委員会では附帯決議は付さないこととする。2年更新については委員長報告の中で強い意見があった旨を反映させることとする。

<全員了>

～17:19

## 8 討論～採決（請願を除く）

### [討論]

<立花委員>

反対。第1号議案及び第2号議案について、国民健康保険証のカード化に伴い、更新期間が1年とされていることから。

### [採決]

第1号議案	挙手	多数	可決（反対：苗村、立花）
第2号議案	挙手	多数	可決（反対：苗村、立花）
第3号議案	挙手	全員	可決
第6号議案	挙手	全員	可決

<吉田委員長>

委員長報告について、国保被保険者証について2年更新とすることを望む強い意見があった旨を盛り込む。請願審査の報告はどうか。

<立花委員>

年金に係る5件を一括して盛り込まれたい。委員会で意見は別れたが。

<吉田委員長>

拡大生産者責任に係る請願も含め、付託された請願全てを盛り込む。

<全員了>

～17:27

## 8 決算特別委員会について

事務局日程説明

～17:30

## 9 その他

○議会報告会、議会だよりでの委員会報告内容について

<吉田委員長>

第2号議案、国保補正予算に係り被保険者証の更新期間の議論は記載すべき。その他請願等は。

<苗村副委員長>

デポジットは全議員が紹介議員となっているので議論は対立していない。年金に係る請願を記載しては。

<吉田委員長>

全会一致で採択したことから拡大生産者責任に係る請願のほうが望ましいのでは。

<立花委員>

国保補正予算のみでいい。スペースの都合もある。1件のみで。

<吉田委員長>

国保補正予算の被保険者証更新期間について取り上げる。

<全員了>

散会 ～17:35